

監視の時代とプライバシー

GPS捜査大法院判決を踏まえて考える

いぶきま、まこと 成蹊大学法学部教授 専門は刑事訴訟法。著書に「捜査機関の権限と個人の権利」ほか、共著書として「われた二人」複数の囚人と闘った自衛隊人の物語、共著書に「シリウス刑務司法を考へる」など。

指宿 信

「レストランやその他の公共の場で友人と会話をするとき、自由に談話するには、私たちはほかの人ひとから隔てられた空間をやはり必要とする」

ダニエル・J・ソロー『プライバシーの新理論』
(みすず書房、二〇一三年、二二六頁)

はじめに

監視のパラダイムでしばしば引用されるのは、ベンサムが提唱したパノプティコン（二重監視施設）であろう。周知の通

に聞こえるかもしれない。プライバシーとは公的ではない領域を保護する観念であって、公共空間は私的空間とは区別されるという二元論が一般的だからである。

しかし、冒頭のソローの言葉が指摘しているように、たとえ公共空間においても、他者とは距離を置き、会話を傍受されたり監視し続けられたりしない自由な領域・空間を我々は必要としている。それは伝統的にもそうであったし、技術革新が顔認識技術をもたらし、携帯電波の追跡を容易にし、そしてドローン撮影という名の空中監視を可能にする今の時代にあつては、ますますその必要性が高まっていると言えるだろう。

二〇一七年三月一五日、最高裁大法院は我が国で初めて、公共空間におけるプライバシー保護の必要を正面から認める画期的な判断を下した⁽¹⁾（以下「一七年判決」という）。本稿はこの判決のもつ意義について監視の時代という文脈から考察を加えるとともに、監視技術に対する規制のあり方について私見を提示するものである。

公共空間における追尾監視——アメリカでは

米国メリーランド州警察は、違法な薬物の製造を疑った被疑者の車両にビーパー（日本風にいうとポケベル）を三日間装着してその信号を追跡した。その後そのデータを基に捜索差押え令状を請求し起訴に至った。高等裁判所はこのビーパー追

り、これは刑務所のような収容施設において被収容者の監視を容易にするためのアーキテクチャーである。

公共空間におけるプライバシーという新しい概念に取り組んだ米国の法学者スロヴォキンは、このパノプティコンに對立する概念は、「公的な場所での匿名性」であると述べた。彼は、あらゆる人、物、そして情報の動きを一望に監視しうる技術が提供されるようになった現代社会は刑務所のように超パノプティコン化しており、それに対抗するためには公共空間でも匿名性が守られなければならないとする。その観念をスロヴォキンは「公的プライバシー」と呼んだ⁽²⁾。

これまでの伝統的な考え方から言えばこの表現は概念矛盾

跡監視に令状が必要としたが、一九八三年、米国最高裁は車両が公道を走っていたことを理由に、被疑者には憲法で保障されるプライバシーへの合理的期待はなく令状は不要だと判断した⁽³⁾（ノッツ事件）。誰かがどこかに向かっていることは公道では明るみに出ているものであり、また、ビーパーは対象車両を追跡中に見失った場合に位置を確認する補助的手段に過ぎず常時監視とは言えない、と言及されていた。

このノッツ事件からおおよそ三〇年。時代は格段に進化したテクノロジーにより安価で長時間の、そして大規模な監視技術を我々に与えた。ネットワークを通じて監視データをスマートフォンで常時取得することも、コンピュータに蓄積することも可能となった。二〇一二年、米国最高裁は、警察が薬物犯罪の嫌疑で二八日間わたって車両にGPS発信装置を無断で取り付けて位置情報を取得していた事案で、令状がなければGPS監視は行なえないとの判断を全員一致で示したのである⁽⁴⁾（ジョーンズ事件）。

もつとも、ノッツ事件が手放して公道上の監視を承認していたと考えるのは早計に過ぎる。判決は、「被告人側が主張するように、万一そうした地引網的（dragnet-like）な法執行が行なわれる時が来たなら、異なる憲法原理が適用可能かどうかを判断することになるだろう」と予言していた。すなわち、ジョーンズ事件での追尾監視行為は、ノッツ事件のように追尾や尾行と同視する見方では正当化できない、まさに